

令和4年度 第1回 船橋市社会福祉審議会

(令和5年5月19日作成)

開催日時	令和5年3月28日(火) 午後1時30分～午後3時00分		
開催場所	市役所本庁舎 9階 第1会議室		
出席者	赤岩 けさ子委員、荒川 信一委員、宇多田 あつ子委員、 浦田 秀夫委員、大塚 正久委員、大沼 良子委員、川村 実委員、 繁田 高広委員、杉山 宏之委員、鈴木 章浩委員、高橋 強委員、 田中 善之委員、筒井 勝委員、長島 由和委員、原野 弥生委員、 平川 道雄委員、星 誠一郎委員、松崎 総一委員、 松崎 泰子委員(委員長)、松本 歩美委員、丸山 尚嗣委員、 宮川 一郎委員、山口 武人委員、若生 美知子委員、渡邊 章委員、 渡邊 千代美委員 以上26名		
	事務局(地域福祉課): 課長補佐、係長、主事2名		
	その他: 健康福祉局長、福祉サービス部長、子育て支援部長、 障害福祉課長、子ども政策課長、家庭福祉課長、家庭福祉課長補佐、 新型コロナウイルス感染症対策保健所本部統括、 新型コロナウイルス感染症対策保健所本部副統括		
欠席者	大野 地平委員、児玉 亮委員、杉岡 喜幸委員、津野瀬 国光委員、 中原 美恵委員、中村 順哉委員、松本 淳委員、横山 洋子委員 以上8名		
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開 (非公開理由: )		
傍聴者数	0名		
問合せ先	船橋市健康福祉局福祉サービス部福祉政策課総務係 電話 047(436)2384 メールアドレス fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp		
会議記録		要約した理由	

事務局

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。開会に先立ちまして、事務局よりご連絡いたします。

本日は、オンラインとのハイブリッド形式となりますので、始めに、ご発言の方法についてご説明させていただきます。

会議室にご参集の委員並びに市職員は、発言の際に、挙手等でお知らせください。

委員長から誰々委員お願いしますと言われたあとにご発言をお願いいたします。

ご発言には、お手元のマイクを使用させていただきます。スイッチを押していただきますと赤いランプがつき、マイクがオンになります。発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

次にオンラインでご参加の委員の皆様におかれましては、ご発言の際は、挙手ボタンを押していただくか、チャットでご発言の旨をお知らせください。

委員長から誰々委員お願いしますと言われた後に、ご発言をお願いいたします。

発言される方、皆様にお願ひさせていただきたいのですが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただき、その後にご発言くださいますよう、お願いいたします。

次に配布資料の確認をします。

事前に資料を配布させていただきましたので、オンラインでのご参加の委員もお手元の資料の確認をお願いいたします。

本日会議室にご参集の方には席次表を置かせていただきました。次に議題の資料3-1の民生委員審査専門分科会の開催状況について、資料3-2の身体障害者福祉専門分科会審査部会開催状況について、資料3-3の児童福祉専門分科会の決議報告について、資料4-1の児童相談所の設置についての進捗報告、資料4-2の重層的支援体制整備事業の枠組み等について、資料4-3の民生委員・児童委員の一斉改選について、資料4-4の新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等での感染対策について報告でござい

ます。不足等ございませんでしょうか。

次に、会議の公開につきましては、船橋市情報公開条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、当審議会も原則公開になりますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴者はございません。

続いて、本日、ご出席の委員で令和4年度に新たにご就任いただきました委員をご紹介します。船橋市障害福祉施設連絡協議会すずきあきひろからご推薦いただきました鈴木章浩委員です。本日はオンラインで参加していただいています。よろしくお願いいたします。

なお、本日は8名の方からご欠席の連絡をいただいております。オンラインで出席の3名の方は後から入っていただきます。

これにより、本日の審議会は34名中23名のご出席をいただいておりますので、船橋市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定によりまして、過半数以上の出席があり、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、船橋市社会福祉審議会条例第5条第1項の規定により委員長が議長となりますことから松崎委員長に議事進行をお願いいたします。

松崎委員長宜しくお願いいたします。

かしこまりました。

これより、令和4年度第1回船橋市社会福祉審議会を開催いたします。

本日の社会福祉審議会は大変重要な政策が盛り込まれていますので大変期待しています。社会福祉の構造改革以来、いろいろな改革をしてきましたが、児童、障害、高齢と総合的な相談支援体制を作っていくという大きな転換期ですので、船橋がどのような形で取り組んでいくのかというところを審議したいと思います。よろしくお願いいたします。

また、本日の議事の円滑な進行につきましても、併せてご協力をお願いいたします。

なお、本日はハイブリッド形式での開催となりますので、説明は

松崎委員長

	<p>できるだけ簡潔にさせていただきますよう、よろしくお願いいたしますします。</p> <p>では、議事に先立ちまして、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>たかはし つよし 高橋 強 委員と</p> <p>わたなべ ちよみ 渡邊 千代美 委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次第の3. 分科会の決議報告に入ります。 最初に民生委員審査専門分科会から決議報告をお願いいたします。</p>
平川分科会長	<p>民生委員審査専門分科会の平川でございます。それでは民生委員審査専門分科会の決議事項を報告いたします。</p> <p>資料3-1をご覧ください。本分科会では民生委員候補者の適否の審査を行っており、本年度は3回開催いたしました。</p> <p>令和4年7月15日の第1回分科会では区域担当民生・児童委員の3人を審議し、市長宛答申いたしました。</p> <p>8月24日第2回分科会では3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選に係る候補者の審議を行いました。審議の結果、区域担当民生委員・児童委員683人、主任児童委員54人を適任と認め市長宛答申いたしました。なお、分科会での答申後、区域担当民生委員・児童委員3名、主任児童委員1名が一身上の理由により委嘱を辞退しております。</p> <p>令和5年2月8日の第3回分科会では区域担当民生・児童委員の19人、主任児童委員1人を審議し、適任ということをして市長宛答申いたしました。</p> <p>次に船橋市の区域担当民生委員・児童委員の委嘱者数についてご報告します。令和5年3月1日時点の委嘱者数は、区域担当民生委員・児童委員は696人、主任児童委員は54人です。民生委員・児童委員全体では定数が794人ですが、委嘱者数は750人、欠員は44人となっています。決議報告は以上になります。</p>
松崎委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>補充ということで引き続き審査することになると思いますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、何かご質問等はございますか。</p> <p>ないようですので、身体障害者福祉専門分科会審査部会指定医師</p>

<p>船橋薬剤師会 杉山委員</p>	<p>数・指定自立支援医療機関数について専門分科会から決議報告をお願いいたします。</p> <p>船橋薬剤師会会長の杉山です。身体障害者福祉専門分科会及び審査部会の開催状況について報告いたします。</p> <p>まず、専門分科会の審議事項は身体障害者の福祉に関する事項を調査、および審議することでございます。次に審査部会の審査事項は身体障害者手帳申請のための診断書を交付する医師に関する事項、指定自立支援医療機関に関する事項、身体障害者の障害程度に関する事項でございます。</p> <p>前回の社会福祉審議会で報告した以降専門分科会の開催はありませんでしたが、審査部会は5回開催しています。</p> <p>それでは審査部会の決議事項についてご報告いたします。資料3-2をご覧ください。1枚目から5枚目は、令和3年度4回から、令和4年度1回から4回の計5回の審査部会について市長から諮問のあった審議内容および市長に答申を行った審議結果を会議ごとにお示ししております。それぞれ承認を行った件数については説明を省略させていただきます。資料6枚目の身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師数をご覧ください。こちらは審査部会で承認を行った市内医療機関における身体障害者申請のための診断書を交付する指定医師数でございます。令和5年3月1日現在で123医療機関、424人が指定医師となっております。</p> <p>続いて次のページをご覧ください。障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関数をご覧ください。こちらは市内における自立支援医療、更生医療と育成医療の指定医療機関数です。令和5年3月1日現在の医療機関の数は病院が19件、指定薬局が111件、訪問看護事業者が22件となっております。以上で報告を終わります。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、何かご質問等はございますか。</p> <p>ないようですので、次に児童福祉専門分科会からの報告をお願いいたします。</p>
<p>子ども政策課</p>	<p>児童福祉専門分科会事務局、子ども政策課長の三輪でございます。中原会長、横山副会長が欠席のため、わたくしからご報告させていただきます。資料3-3をご覧ください。</p> <p>前回のご報告以降に開催された児童福祉専門分科会は、令和4年2月4日から2月24日まで書面にて開催した令和3年度第2回、令和5年2月3日に実地開催した令和4年度第1回、令和5年2月13日から24日まで書面にて開催した令和4年度第2回の計3</p>

回になります。

はじめに令和3年度第2回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会についてご報告いたします。議題は、保育所・幼保連携型認定こども園の認可に係る意見聴取について、船橋市児童相談所の設置についての進捗報告の2件です。

議題の1点目の保育所・幼保連携型認定こども園の認可に係る意見聴取については、保育所の認可に対しましては、児童福祉法などの規定により、審議会の意見を聞くこととされていることから、市の担当課から保育所3件、幼保連携型認定こども園1件を認可したい旨の提案あり、審議の結果、これらの提案について市長に認可することを適当とする意見といたしました。

議題の2点目、船橋市児童相談所の設置についての進捗報告につきましては、市の担当課から基本構想の概略、整備地、開設時期、開設までのスケジュールについて進捗のご報告をいたしました。

続きまして、令和4年度第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会についてご報告いたします。議題は、会長および副会長の選任について、幼保連携型認定こども園・小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について、船橋市児童相談所の設置についての進捗報告の3点です。

会長及び副会長の選任については委員の互選により、会長に中原委員を選任しました。また、会長の職務代理である副会長を選任することとしていますので、中原会長の指名により副会長に横山委員を選任しました。

議題の2点目、幼保連携型認定こども園・小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取については、市の担当課から幼保連携型認定こども園1件、小規模保育事業A型3件を認可したい旨の提案があり、審議の結果、これらについて市長が認可することを適当とする意見といたしました。

議題の3点目、船橋市児童相談所の設置についての進捗報告につきましては、市の担当課から船橋市児童相談所基本設計の概要を中心に進捗をご報告いたしました。

続きまして、令和4年度第2回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会についてご報告いたします。議題は、保育所の認可に係る意見聴取についての1点でした。市の担当課から保育所1件を認可したい旨の提案があり、審議の結果、これについて市長が認可することを適当とする意見といたしました。以上です。

松崎委員長

ありがとうございました。児童福祉専門分科会から報告がありましたが、何かご質問等はございますか。

船橋市の児童相談所の設置についてもこの審議会で報告を受けて意見を調整したということでしょうか。

家庭福祉課

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、次第の4. その他報告事項に入ります。

船橋市児童相談所の設置について、家庭福祉課から報告をお願いします。

市児童相談所の整備の事務局を担当しています家庭福祉課でございます。進捗の状況について本日は資料4-1を用いて説明をさせていただきます。資料4-1はA4サイズ2枚の資料とA4横9ページにわたるカラーの資料の2つに分かれています。

令和8年4月の開設を予定しています市児童相談所につきましては、専門職の採用や他自治体への派遣研修等、児相の運営に備えた準備と合わせて、施設整備も進めており、本日は基本設計の内容を中心にご説明をいたします。市児童相談所の設計業務につきましては、基本実施設計を一体の業務として、令和4年3月にプロポーザル方式により設定した業者と契約締結を行い、契約期間は令和5年9月15日までとしておりますが、このたび基本設計パートが完了し、市児童相談所基本設計の概要として原稿がまとまりました。お手元のカラー9ページ横の資料をご覧ください。

まず、最初のページはパンフレットの表紙にあたるページになります。建物を東側の上空から見たイメージパースを掲載しています。次に、1、2ページをご覧ください。まず、基本方針として、市児童相談所の目指すべき姿を令和3年7月に策定しました、船橋市児童相談所基本構想より文言を引用し記載しております。

次に7つの設計方針として、相談者や一時保護所を利用する子どもたちにとって安心、安全な施設となるよう設計の基本的な考え方を記載しています。

次に施設概要として施設の基本情報と船橋市全域から見た児童相談所の位置がわかる地図を掲載しています。

次に計画地といたしまして、南船橋駅の南口の駅近くに位置していること、またその周辺環境等がわかる地図を掲載しています。

次に3、4ページをご覧ください。土地利用計画として敷地の図面を掲載しています。建物東側の道路を敷地への入口として歩行者の動線を赤色、車での動線を緑色で色分けして建物までの動線を記載しています。また、一時保護所の安全性を確保するために関係者のみが利用できる管理区域をオレンジ色で示しています。なお、管理区域については一時保護所の出入口等を含む区域になることから連れ戻しのリスクや児童のプライバシーに配慮する必要があり、子供の安全を確保するため、詳細は非公表とさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

次に5、6ページをご覧ください。施設計画として1階平面図を

記載しています。各エリアの性格がわかるよう事務室などの職員用のエリアを児童相談所の管理区域として青色、面接室など一般の方が利用するエリアを児童相談所の一般区域として緑色、親子交流スペースはピンク色、一時保護所エリアはオレンジ色に色分けしています。

なお、1階の一時保護所エリアは、先ほどお話しましたように子供の安全とプライバシーを確保するため、詳細は非公表とご説明いたしましたが、このエリアには一時保護所や厨房の出入口、職員通用口、食材等を搬入するエレベーターが配備される計画となっています。図面の中央の児童相談所事務室ですが、児相部門と家児相部門の連携を取りやすくするため、事務室を一体化しております。また、将来的な職員増を見込み、余裕を持ったスペースを設けています。転用可能なファイル室などを隣接させて、事務室を拡張しやすいレイアウトと計画しました。

図面右上は親子交流スペースとなっております。児童相談所の待合、休憩スペースとしての利用のほか、情報発信や親子を対象としたイベントの開催など、親子の利用を想定しており、市民が利用しやすいよう正面玄関付近エントランスホールに隣接した位置に配置をしています。

次に7、8ページをご覧ください。2階、3階の平面図を掲載しています。2階については児童相談所の階段とエレベーター以外は全て一時保護所エリアとなっておりますので、詳細は非公表となっております。そのため、一時保護所がどのような施設であるか少しでもイメージできるように、食堂やリビング、学習室のイラストを掲載しています。3階についても一時保護所部分は非公表としていますが、児童相談所として使用する集団面接室や会議室、一時保護所の園庭や屋上緑化等については記載しています。2階、3階に整備する主要な部屋等は平面図内の赤い罫線の中に記載しております。

最後に9ページをご覧ください。パンフレットの裏表紙になります。外観のイメージとしてアイレベルのイメージパースを掲載しています。最後に令和8年度の開設までの建設に関するスケジュールを記載しています。昨年10月より実施設計に着手しており実施設計は令和5年9月15日までに完了させ、その後工事の発注準備にとりかかり、令和6年第1回の市議会定例会で工事契約の議決をいただきたいと考えています。そして、令和6年4月より、本工事を開始し令和7年12月までに完了いたします。その後3ヶ月間の準備期間を経て、令和8年4月に開設という流れになります。施設整備以外の業務のスケジュールについては、この後改めてご説明いたします。

では、A4縦の資料に戻っていただき、3の組織図をご覧ください。本市の児童相談所は寄り添い型の支援を行う家庭児童相談室機



	<p>能を有しますので、児童相談所と家庭児童相談室を一体化した家族支援課 8 係と、一時保護所の運営にあたる一時保護課 4 係の所長以下 2 課 1 2 係を想定しています。職員規模は、現時点の想定ですが、常勤、非常勤の合計で 1 5 0 人程度の配置を計画しています。</p> <p>次に 2 ページ目の 4. 全体スケジュールをご覧ください。基本的に今のところ各業務についてはほぼスケジュール通り進捗しています。上から 2 つ目の人材確保につきましては、開設時に県から派遣していただく職員について協議を継続しているところではありますが、本市の総務部において市職員による増員をさらに進めてもらい、他自治体の児童相談所への派遣研修も拡大しながら必要な人員体制確保にむけた職員の配置を行っていきたいと考えております。家庭福祉課からは以上です。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>船橋市の児童相談所設置の進捗状況について家庭福祉課からご説明していただきました。</p> <p>全体設計図から構想を含めてご報告をいただきましたが、この報告について、ご質問等はございますか。</p>
<p>船橋市医師会 松本委員</p>	<p>船橋市医師会の松本でございます。よろしくお願ひいたします。小児科医として、この児童相談所の計画について少し発言させていただきたいと思ひます。私たち医師には命を守るという使命がございます。子供たちの命を守るというだけでなく、大人になって自立できる大人に育ってもらうためには育ちの方から子育て支援の方にも全面協力する姿勢でおります。令和 8 年に児童相談所が設置されますが、単に児童相談所が設置されるということだけではなく、ここにいらっしゃる方はお子様や子育てに関わっている方々だと思いますが、私はこの令和 8 年の児童相談所設立に向けて、船橋の子育て全体がもっと前に進んでいけばいいと思ひています。先ほど課長さんのおっしゃっていたとおりです。今、担当課の方々が大変な思いをして準備されていると思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>私も今回初めて全体の話を伺いましたが、今までにない児童相談所の構想で、次の 4 月 1 日からこども家庭庁が発足しますが、様々な問題を抱えている中でのスタートです。地方自治体として直接住民に接している中での子供と家庭の問題と総合的に受け止めていけるような構想と伺っています。</p> <p>生まれてから成長して一人前に巣立っていくまで総合的に支援していけるようなものであることと、もうひとつは専門の人材を確保するのが大変になると思ひますが、時間的にまだ余裕がありま</p>

<p>船橋市身体障害者福祉会 荒川委員</p>	<p>すので、基本的には県の管轄の児相の中で相互交流があると思いますので、それぞれの専門のスタッフを整えながら、船橋で子育てをしていらっしゃる方や、もう一つは大人になって自立していくまでの長いスパンで取り組んでいけるような総合的な児相になっていただければと思います。</p> <p>養護施設で育った子供たちが大人になっていくステップは厳しいので、私もそのような所でお手伝いをしていますが、大学進学や、就職したり、家庭を持っていくというところまでを含めて大変厳しい状況に置かれているので、長いスパンで子育て支援をお願いしたいと思います。</p> <p>その他にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>ひとつ相談というか、お話をさせていただきたいのですが、児童相談所の子供を一人預かっていますが、これから高校を卒業して、就職し大人になっていきます。その時に里親の私たちといつまでも一緒に暮らすことは出来ないのでは、子どもが就職し、それによって自立しなければいけないと思います。自立するためにもうちからだけでなく、何人かまとまって集団で生活できるような場所が、千葉県の中にそのような場所があるのかどうか。それをできれば船橋市でもやっていただきたいと思います。</p> <p>船橋市に高校を卒業した子どものためのそのような施設があるかどうか、高校を卒業して就職する時に就職先に寮のようなところが確保されることがあるのかどうか。</p> <p>私たちも年齢的にも一緒に暮らすことも出来ないと思うので、自立をさせるためにもそのような場所が欲しいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>里親の子育てということですね。総合的に子育てというところ、社会的自立に向けての支援ということは当然ここに入ってくると思います。養護施設の中でもそういうセンターを設けて、大学生になってもいろいろ支援しているところもありますし、NPO法人もあります。そのようなところとも連携しながら見守っていただきたいと思います。</p> <p>そのほかございますでしょうか。</p>
<p>船橋市保育協議会 松崎委員</p>	<p>今保育園の話がございましたので、私も保育園を運営しておりますが建物について質問させていただきたいと思います。</p> <p>体育室が2階に配置されているので問題はないと思いますが、子どもたちは体を動かすことが大好きなのでこのようなスペースがどの程度あるのかということと、ボールで遊ぶことも好きなので天井の高さがあるのかどうか、3階に園庭がありますがボールを使う</p>

<p>家庭福祉課</p>	<p>ことができるのか、この辺りは高い建物もあると思うので、プライバシーは守られているのかどうかについてお答えいただければと思います。</p> <p>お答えします。3階部分を吹き抜けにしていまして、3階、4階が体育室になります。表示については一時保護所ということになっているので詳しくは申し上げられませんが、ボール遊びができる体育室はあるということでご理解いただければと思います。</p> <p>屋上園庭ですが、ご指摘のように周りに団地や高層マンションが建ちますので、周囲に2.5mの目隠しをします。基本的には小さいお子さんが自由に外気浴等楽しめると思います。</p> <p>もう一点、今後の課題になりますが車が通らない道挟んだ裏側に市の児童ホームがあります。児童ホームは体育室もありますし、図書室もあります。これからになりますが、同じ部内の施設になりますので連携をとりながら児童福祉施設の利用も事務局として考えていきたいと思っています。以上です。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>そのほかにかありますかでしょうか</p>
<p>船橋市身体障害者福祉会 荒川委員</p>	<p>今、地図を見していますが場所的には臨時的に市川児童相談所が船橋の方へ配備されていると思いますが、そのそばでしょうか。</p>
<p>家庭福祉課</p>	<p>家庭福祉課です。おっしゃる通りです。市川児童相談所は本八幡にありますが、市川児童相談所の船橋支所がちょうどこの裏手にありまして、県の消費生活センターの中にございます。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>ありがとうございました。 ほかになにかありますかでしょうか。</p>
<p>船橋市保健所 筒井委員</p>	<p>船橋市保健所長の筒井でございます。オンラインで失礼いたします。行政医師の立場として児童相談所の設置に関して一言お願いしたいと思っています。児童相談所の成功の秘訣には、児童相談所には医師を置かなければならないとなりましたので、これまでも医師を置いているところと置いていない児童相談所がありましたが、今後は医師を置かなければならなくなったので、そこのところをまだ数年あるからということではなく、戦略的に確保にしっかり務めていただく必要があると思います。</p> <p>保健所の医師も3人いたところが、春から2人になってしまいました。コロナの時も3人では足りないので、4人をお願いしたいと市に要望していたが全然増やされる気配のないまま、すごく疲弊しておりました。</p>

	<p>医師の確保というのは生易しいことではありませんので、児童相談所の医師の確保は保健所の医師の確保よりもさらに難関であると全国的にも言われています。全体の中で人材確保とかいろいろあると思いますが、別途固有に医師の確保をしていかないと、あとでこんなはずではなかったということになりかねないと危惧しています。同じ行政医師の立場になる方をしっかり迎えていただくためには綿密な計画を準備していただいて、設置する前に医師を確保してどのような構想していくかをぜひやっていただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
松崎委員長	<p>ありがとうございました。大変重要なお指摘、ご提案でございますので、事務局の方も当然考えておられると思いますが、なにかご発言ございますでしょうか。</p>
家庭福祉課	<p>現在法令で設置が義務付けられております。どういった形で設置するのか、例えば県の児相のように嘱託のような形で交代でお願いするのか、あるいはしっかりと常勤の職員としてお迎えするのか、市の医師会の方からもアドバイスをいただきながら進めていきたいと考えております。今のところは以上です。</p>
松崎委員長	<p>実際に児童相談所で措置をしてから、施設の方々が苦勞するのは小児精神科というか、そのようなことが必要な子供たちは非常に多いということです。措置されてくるまでにいろいろな問題を抱えています。非常に重要なことですので、医療の確保、医師の確保をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次に進めさせていただきたいと思います。</p> <p>4. その他の報告事項です。</p> <p>続きまして、地域福祉課からは2つ報告事項がございますが、はじめに「重層的支援体制整備事業を開始することについて」、地域福祉課から報告をお願いいたします。</p>
地域福祉課	<p>重層的支援体制整備事業の実施につきまして、資料4-2をご覧ください。この事業は社会福祉法の改正により創設され、令和3年4月に施行されましたが、船橋市では令和5年度に開始を予定しております。この重層的支援体制整備事業は、どのようなものなのか、そして船橋市としてどのように整備を進めていくのかをご説明いたします。</p> <p>重層的支援体制整備事業は市の各分野の相談機関、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの相談機関、地域の関係者が住民の相談を断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトとしています。まず、事業の枠組について、資料の1枚</p>

目の重層的支援体制整備事業の枠組み等についてをご覧ください。

こちらは厚生労働省の資料でございますが、この事業では資料に記載のあるⅠ相談支援、Ⅱ参加支援事業、Ⅲ地域づくり事業を一体的に実施することが必須となっております。この3つの支援について資料2枚目の船橋市の重層的支援体制整備事業全体像のイメージでご説明します。

こちらの図の左側からⅠ相談支援、Ⅱ参加支援事業、Ⅲ地域づくり事業となっております。Ⅰ相談支援の部分ですが、①包括的相談支援事業においてそれぞれの窓口が市民からの相談を包括的に受け止めます。ここに出ている主な相談窓口の例に限らず、市全体でこの体制を整えることを目指します。続いて①で解決が難しい複合的な課題を抱えた複雑なケースなどについては、②の多機関協働事業につなぎ、多機関協働機関を担うさーくると地域福祉課の協働で関係機関間の調整等を行います。さらに、自ら窓口相談に来ることの難しいケースなどについては、③のアウトリーチ支援においてさーくるに配置する支援員が訪問等を行い、関係性を築きながら支援につなげていきます。

続いてⅡ参加支援について、令和5年度はさーくると市社会福祉協議会で実施している就労準備支援事業の対象者を生活困窮者以外にも拡大する形で実施する予定です。参加支援では、ひきこもり状態の人などの社会とのつながりを回復させるため、本人のニーズと地域資源との間を調整します。参加支援はこれで完成というわけではなく、令和5年度以降の庁内関係課での協議や支援対象者のニーズにあわせて適宜メニューを検討してまいります。さらにⅢ地域づくり支援は住民同士のケア、支えあう関係性を育むほか、Ⅰ相談支援やⅡ参加支援事業とあわせて地域における社会的孤立の発生、深刻化の防止を目指します。こちらにつきましては資料に記載のある本市で既に実施している事業を挙げております。以上の各事業が相互に重なりあいながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していきます。ここまでの重層的支援体制整備事業の概要となりますが、今後の具体的な相談体制のイメージについて、資料の3枚目、具体的な相談フローのイメージをご覧ください。

資料の上のグレーの箇所が、相談者が最初に訪れる一次相談の包括的相談支援事業、その下の赤い太枠の箇所が、複合的な課題を抱える複雑なケースの支援を行う多機関協働事業となっております。また、上のグレーの部分の包括的相談支援事業の一番右側に記載している紫色と赤色の枠、(A)と(B)は、保健と福祉の総合相談窓口さーくるです。さーくるについては生活困窮者への支援を主に担う(A)の自立相談支援機関と、重層的支援体制整備事業の調整役を主に担う(B)の保健と福祉の総合相談窓口業務を2つに分けま

すが、市民の方が訪れる相談窓口としては現在さーくるがある市役所別館で変わりはありません。

次に包括的相談支援事業から多機関的協働事業につながれたケースのその後の取り扱いについては、多機関協働事業につながれたケースは地域福祉課および（B）の保健と福祉の総合相談窓口が中心となり、関係機関間で協議の上、支援方針について進捗状況の報告を適宜行います。多機関協働事業では福祉分野に限らず、例えば多重債務や滞納があるケースであれば、税の部門や滞納料金が発生している事業を主管している部、また、ごみ屋敷問題であれば環境部門や保健所、市民生活部門など全庁的に連携し合って解決に導いていくことが非常に重要になってきます。いわば、そのケースに合わせたオーダーメイドの支援を市全体として考えていくということになります。

支援方針の決定にあたっては、資料の下に記載しております。重層的支援会議と支援会議という関係する支援機関間での会議を行います。まず、重層的支援会議では多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業、個別支援計画の策定などについて協議、決定を行う会議です。こちらは本人同意を得られていることが前提となりまして、その方を支援するにあたり、関係機関で協議を行います。

次に支援会議の方ですが、ご本人同意がないもので、ひきこもり状態の方やゴミ屋敷など複合、複雑化した課題等があり、支援が必要であるにも関わらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないようなケースにつきまして、早期の支援体制の検討を行う会議です。法律上で明確に守秘義務が課されていて、守秘義務違反に対する罰則も規定されている会議です。これらの会議につきましては、適宜開催することとしており、ケースに応じて庁内や庁外の関係機関の方に参加していただくこととなっています。以上が簡単ではございますが、具体的な相談フローになります。

最後に資料の4枚目の地域の支援者の皆さまへ、の資料をご覧ください。これまで町会・自治会、民生委員など地域の支援者向けに今後の相談体制について説明を行って参りました。このチラシはその際にお配りしていた資料でございます。支援者向けということで、相談支援に特化した資料でございます。いままでの内容と重複する部分が多いので、詳細の説明は省略させていただきますが、今後も地域の支援者の意見を聞き、ご協力をいただきながら事業の効果的な運用を図っていきたくと思います。説明は以上でございます。

松崎委員長

ありがとうございました。

大変難しい重層的支援体制についてのご説明ありがとうございました。

	<p>ました。</p> <p>船橋市での重層的支援体制の取組について、これから取り組んでいくところですが、この報告についてご意見やご質問等はございますか。</p> <p>膨大な構図なので発言も難しいところだと思いますが、おそらく民生委員の方は地域の中でいろいろな方たちの、お姿やご相談、お困りごとに直面しておられると思いますが、このような組織ができてくればつないでいけるかな、ということだと思います。</p> <p>よろしければ、続いて、その他の報告事項で「民生委員・児童委員の一斉改選について」、地域福祉課から報告をお願いします。</p> <p>それでは、引き続き地域福祉課から説明させていただきます。</p> <p>資料4-3 民生委員・児童委員の一斉改選についてと書かれた資料をご覧ください。</p> <p>民生委員・児童委員の任期は、民生委員法 第10条により3年と定められており、今年度は民生委員・児童委員の一斉改選の年度でございました。</p> <p>この度、自治会連合協議会、地区連絡協議会、民生児童委員協議会等、地域のご協力のもと、令和4年12月1日付で一斉改選を迎えることができました。</p> <p>資料には、改選の結果概要を掲載しております。</p> <p>民生委員・児童委員の欠員については、引き続き、地域から候補者の選出をいただきましたら、民生委員推薦会、社会福祉協議会 民生委員審査専門分科会で候補者の適否について、お諮りいただいたのちに、随時、委嘱の手続きを進めてまいります。</p> <p>以上、民生委員・児童委員の一斉改選についての説明を終わります。</p>
地域福祉課	
松崎委員長	<p>ありがとうございます。これは結果についてのご報告ということですのでよろしいでしょうか。民生委員のなり手が難しいというところですが、92.3%はいいほうだとみていいのでしょうか。男女比がでていますが、年齢的にはどれくらいの方が担っていますか。</p>
地域福祉課	<p>現在船橋市では、年齢的には60代から70代の方が大半を占めております。</p>
松崎委員長	<p>それでは、最後に「新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等での感染対策について」、新型コロナウイルス感染症対策保健所本部から報告をお願いします。</p>
新型コロナウイルス	<p>それでは船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部統括</p>

の檜館でございます。資料4-4の新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等での感染対策について、をご覧ください。まず、現状といたしまして現在の高齢者施設等でのクラスターの発生状況等についてご説明いたします。

高齢者施設等でのクラスターについては各波の期間をそれぞれ感染者の拡大が確認された日付の属する開始日の1日からとして集計した場合、令和4年11月から2月までの第8波では78件発生しています。令和4年7月から10月までの第7波では73件発生しておりまして、第8波と同等の発生状況となりました。高齢者施設等での入所者が感染した場合、症状によっては施設内療養となりますが、通常の業務に並行して資料の※印の①から⑤の業務も実施しなければならず、施設の皆さまに大きな負担がかかってまいります。

また、令和4年11月から2月までの第8波では感染者の死亡例は100名となりましたが、そのうち96名が60歳以上で、高齢者は重傷者リスクが高く、死亡率も高いため、高齢者の死亡者を減らす、安定的に業務を継続するためには感染拡大のリスクを減らす取り組みが大切です。こちらの取り組みについては、後ほど2番目でご説明させていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症法の位置づけにつきましては、オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現するなど特段の事情がない限り、令和5年5月8日から5類感染症に変更されることが予定されておりますが、高齢者施設等は重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化等については、当面継続するとされています。市としては感染症法の位置づけの変更後についても国の通知に基づき、事業所の自主的な感染対策について必要となる情報提供を行ってまいります。これまでの感染拡大の事例を踏まえまして、取り組みの参考としていただきたいことを2番の感染対策として求められることとして記載いたしましたので、続けてご説明させていただきます。

1つ目は健康観察記録の徹底になります。こちらは、施設にウイルスを持ち込まないための対策として重要なものとなります。職員による感染の持ち込みや入所者が利用するデイサービスを介して、感染が拡大した事例が多数確認されていることから、休日を含めた体温と症状の記録、その記録を管理者が確認できる仕組みの構築をお願いしています。普段と体調が異なる場合には管理者に報告し、出勤を控えることが大切になります。

2つ目は協力医療機関の確保と連携の強化になります。施設内に感染者が発生した場合に、往診や治療薬の処方等を要請できる協力医療機関を事前の確保をお願いしています。感染者の発生に備えて現在の協力医療機関や往診、治療薬の処方、検査等に対応できるか



	<p>の事前確認をしておくとう安心でございます。</p> <p>3つ目は法人内での応援体制の確保です。施設内での完成拡大により、職員不足を想定した法人内の応援体制を確保しておくとう安定的な業務の継続につながると考えます。</p> <p>4つ目は感染流行期・施設内で感染者が発生したときの対策の切替えです。感染の拡大を一定範囲に留めるため、職員のユニットの固定、入所者の居室対応などできる限り小集団化することがポイントになります。</p> <p>5つ目は感染が疑われるグレーの方への対応になります。感染者と接触状況が濃い方、症状が出現していて検査結果待ちの方等の感染が疑われる方については、健康観察をより強化することや感染している可能性が低い方との交差を減らす取り組みが考えられます。また、検査結果が陰性の場合でも検査精度は完全ではないこともございますので、油断せずに同様の取り組みを行うことが大切です。</p> <p>6つ目に速やかなワクチン接種です。感染者の死亡例については高齢者が多く占めており、さらに現時点で本市の傾向では、そのほとんどの者がオミクロン株対応ワクチンを未接種であったことから、ワクチン接種を希望する入所者に対して速やかに接種できるような機会の確保をお願いしたいと思います。</p> <p>報告については以上になります。施設での感染対策の取り組みの参考としていただければと思います。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>船橋市における高齢者施設でのこれまでの感染した方、死亡した方の対応ということですが、これは全部の施設に徹底されているということでしょうか。</p> <p>私が理事をしている特養の施設でも感染で、結局受け入れていただけるところがなく、個室ユニットケアでした。ゾーンを作って対応しましたが、5人くらいの方がお亡くなりになってしまいました。徹底していてもそのようなことがありました。資料にあります、オミクロン株対応ワクチンを未接種の方が亡くなられたということですが、接種されている方も亡くなられていますか。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策保健所本部</p>	<p>亡くなられた方のデータを見ますと、このような状況が見られたということで、ワクチン接種そのものがどうなのかという分析ではないのですが、そのような傾向がみられました。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>この報告について、ご質問等はございますか。</p> <p>ほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>なければこれで、本日の審議を終了いたします。</p>

事務局

議事の円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。長時間、お疲れさまでした。

最後に事務局から、連絡事項等があればお願いします。

委員長、ありがとうございました。

本日はハイブリットの開催になりまして至らぬ点多々ありましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

事務局からお知らせが1点ございます。

このたび、令和5年度の船橋市の組織改正により、船橋市社会福祉審議会の事務局ですが、現在の地域福祉課から新設されます福祉政策課で行わせていただくこととなりました。

今後は、福祉政策課から皆様にご案内等をさせていただく予定ですので、よろしくお願いいいたします。事務局からは以上になります。

皆様、本日はありがとうございました。

オンラインでご参加の委員の皆様におかれましては、ご退出ボタンから適宜、ご退出いただきますようお願いいたします。